

令和4年塩尻市議会1月臨時会 予算決算常任委員会会議録

○日 時 令和4年1月18日（火） 総務産業常任委員会終了後

○場 所 第一・第二委員会室

○審査事項

議案第 2号 令和3年度塩尻市一般会計補正予算（第12号）

○出席委員

委員長	中村 努 君	副委員長	篠原 敏宏 君
委員	牧野 直樹 君	委員	樋口 千代子 君
委員	赤羽 誠治 君	委員	平間 正治 君
委員	小澤 彰一 君	委員	中野 重則 君
委員	横沢 英一 君	委員	西條 富雄 君
委員	青柳 充茂 君	委員	金子 勝寿 君
委員	山口 恵子 君	委員	古畑 秀夫 君
委員	丸山 寿子 君	委員	柴田 博 君
委員	永田 公由 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	小松 秀典 君	事務局次長	小澤 秀美 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君	事務局主事	小林 貴裕 君

午前10時43分 開会

○委員長 ただいまから1月臨時会予算決算常任委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

○副市長 委員会を開催をいただきまして、ありがとうございます。御提案を申し上げます一般会計補正予算につきまして、よろしく御審査をいただきますようお願いを申し上げます。

○委員長 では、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された案件は、別紙委員会付託案件表のとおりです。

ここで議案審査に入る前に、議案に関係がありますので、お手元に配付済みの「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」への対応状況についての説明を受けたいと思います。なお、議案ではございませんので、質疑は御遠慮願いたいと思います。それでは、説明をお願いいたします。

○財政課長 それでは、お手元にお配りさせていただいております「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」への対応状況について、御説明を申し上げます。

国の経済対策等につきましては、昨年11月に閣議決定をされ、12月20日には補正予算が成立したという状況です。その後、国からの通知につきましては、実は各省庁ばらつきが生じている状況でして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、この交付額についても、12月28日ようやく通知が届いたところです。いまだ詳細が把握できていないものがありまして、対応には苦慮している状況であります。

現在把握できている情報を元に、資料に1から3で色分けをしましたとおり、大きなカテゴリーに分類・整理をしています。事業の内容、予算の規模等につきましては、現在行っている、令和4年度予算の理事者査定を経て固めてまいりたいと考えております。

また、資料の上のほうに凡例を記載させていただいておりますが、まず、黒ポツについては、現在対応中のものですし、黒丸については、事業の前倒し等でして、令和3年度の補正予算で対応したいものであります。四角につきましては、令和4年度当初予算で対応予定のものとしております。現在、対応中のものとしては、右上の囲み部分、1の(2)、①に記載していますが、子育て世帯への臨時特別給付金の給付ですとか、その下、福祉灯油臨時助成事業などです。

また、国の補正に対応した前倒し等では、2の(1)、②塩尻西部中学校長寿命化事業ですとか、2の(2)、①小坂田公園再整備事業などがあります。令和4年度当初予算での対応事業につきましては、資料に記載のとおり、大半の事業は令和4年度当初の予定としているところです。

また、1の(2)、③新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業と記載しております。主に事業は、生活・暮らしの支援になろうかと想定しておりますが、臨時交付金についてはそれ以外の分類の事業にも活用が可能なものであります。

なお、本市への交付金の額ですけれども、1の欄外に記載してありますとおり、3.2億円という規模です。これについては全額、令和4年度当初予算への計上を予定しております。その理由等につきましては、今回の臨時交付金は令和3年度の補正予算とした場合、本年度実施しているコロナ対策事業の計画変更とみなされるものですから、3月補正で補正した場合、繰越は可能なのですけれども、それ以降の変更が一切きかないという状況となります。

令和4年度当初予算に計上した場合につきましては、令和3年度事業とは分離されますので、後々の計画変更が可能ということで、柔軟な対応が可能となるものであります。

以上、申し上げた内容ですとか現在の状況等を整理する中で、すぐにでも予算化が必要なものとしましては、

右上の囲みに赤字で記載をしているとおり、住民税非課税世帯に対する給付金の給付につきましては、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、困難に直面している方々の生活・暮らしを速やかに支援するため、この後御審議をいただく令和3年度一般会計補正予算（第12号）で提案をさせていただいた次第です。説明は以上です。

○委員長 ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただきますよう御協力をお願いします。また、発言に際しましては、必ずマイクを使用してください。

議案第2号 令和3年度塩尻市一般会計補正予算（第12号）

○委員長 議案第2号令和3年度塩尻市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。説明を求めます。

○財政課長 それでは、議案第2号令和3年度塩尻市一般会計補正予算（第12号）について御説明を申し上げます。別冊の予算書1ページを御覧ください。

第1条です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,924万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ345億5,384万円とするものです。

それでは、内容については歳出から御説明申し上げますので、9、10ページをお開きください。以降、担当の課長から御説明を申し上げます。

○福祉課長 それでは、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、説明欄の白丸、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業ですが、概要につきましては、別紙資料を用意いたしましたので御覧いただきたいと思っております。

この事業の趣旨ですけれども、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を給付するものです。

次に、この事業の支給対象世帯ですが、まず1つ目として、住民税均等割非課税世帯ですが、昨年12月10日時点で住民登録があり、世帯全員が令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯が対象となりますが、その世帯全員が、住民税が課税されている方に扶養を受けている場合は対象外となります。次に、家計急変世帯とは、申請時点で住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて昨年1月以降の間に家計が急変し、世帯全員の1年間の収入見込額が、住民税均等割の非課税水準に相当する額以下になる世帯が対象となります。

次に、補正予算額ですが、事業費として非課税世帯数をおおむね5,500世帯。このうち500世帯は未申告と見込み、家計急変世帯は昨年度実施しました、ひとり親世帯の臨時特別給付金からの実績値に基づいて700世帯と見込み、合計では6,200世帯、6億2,000万円です。次に、事務費としましては、消耗品等の需用費、郵便料等の役務費、システム構築費等で924万1,000円となり、総額では6億2,924万1,000円です。なお、この事業費につきましては10分の10が国庫補助となっております。

事業スキームですが、最初に非課税世帯対象者ですが、こちらで住民税非課税世帯を抽出しまして、対象世帯と思われる世帯に支給要件確認書を送付します。この確認書には、昨年12月から実施しております、福祉灯油臨時助成事業及び昨年度実施しました特別定額給付金事業の際にお伺いした口座情報等を記載して、その内容に変更がないか確認をしていただき、確認書を返信していただきます。また、税法上の扶養親族の有無につきましては、世帯の申告により確認することを考えております。なお、税の未申告者がおられる世帯には確認書は送付せ

ず、税申告の案内を送付するなどの申告を促す対応をとった上で、申請により対象世帯と判断した場合に給付するものです。次に、家計急変世帯につきましては、申立書による申請方式となります。昨年1月から今年9月までの間に、任意の1か月の収入を年収に換算して判定し、世帯全員の収入額が、住民税均等割が非課税標準に相当する額以下になる場合に給付をするものです。なお、この事業の給付金の受給は、1世帯につき1回限りとなっております。

次に、今後のスケジュールですが、予算を認めていただいた後、システム構築の契約を締結し、非課税世帯の抽出作業等や口座情報を突合して、2月の上旬には確認書を対象世帯に発送及び家計急変制度の周知を行い、随時受付を行い1回目の支払いは2月中を予定しております。なお、非課税世帯の受付を5月までに、家計急変世帯の受付は9月30日までとなっております。説明は以上となります。

○**委員長** それでは、質疑を行います。質問のある方いらっしゃいますか。

○**古畑秀夫委員** いわゆる非課税世帯というのは、所得的にはどのくらいの金額以下の方が対象でしょうか。

○**福祉課長** 収入ベースで言いますと、均等割にはかからない金額ですけれども、単身、扶養親族のいない場合は、給与収入見込みでは93万円、年金収入のみになりますと65歳未満が98万円、65歳以上が148万円となります。おおむね、扶養者が増えますと45万円ほど増えていくような形になっていきます。以上です。

○**委員長** いいですか。ほかにありますか。

○**副委員長** 資料の1、支給対象世帯の1、住民税均等割非課税世帯の補足に関する部分で、12月10日時点で本市に住民登録があるという基準ということですが、これ以降に登録になった皆さんはどういう扱いになるのでしょうか。

○**福祉課長** 転入をされてきた方につきましては、12月10日現在にいた住所地で申請をしていただくこととなります。ですので、12月10日以降に転入された方は、12月10日にいた前住所地で申請をしていただくこととなります。

○**副委員長** そうすると、転出した方は、塩尻市がその後、責任を持って対象を探すと、そういう考え方でよろしいですか。

○**福祉課長** 塩尻市から転出された場合については、こちらから、その方へ確認書を送付することになります。

○**副委員長** 今回の予算では、その有無を見越した数値を補足しているという解釈でよろしいですか。

○**福祉課長** はい、12月10日現在での住民登録のある方を見込んでおります。

○**委員長** ほかにありますか。ないようですので、質疑を終了します。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

ないので、次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第2号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 御異議なしと認め、議案第2号は全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件につきまして、審査を終了いたします。

理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 御審査をいただきまして、提案を申し上げました議案につきまして原案どおりお認めをいただきまして、大変ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。以上をもちまして、予算決算常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前11時00分 閉会

令和4年1月18日（火）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

予算決算常任委員会委員長 中村 努 印